

## 第4章 環境に影響を及ぼす地域



## 第4章 環境に影響を及ぼす地域

### 4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

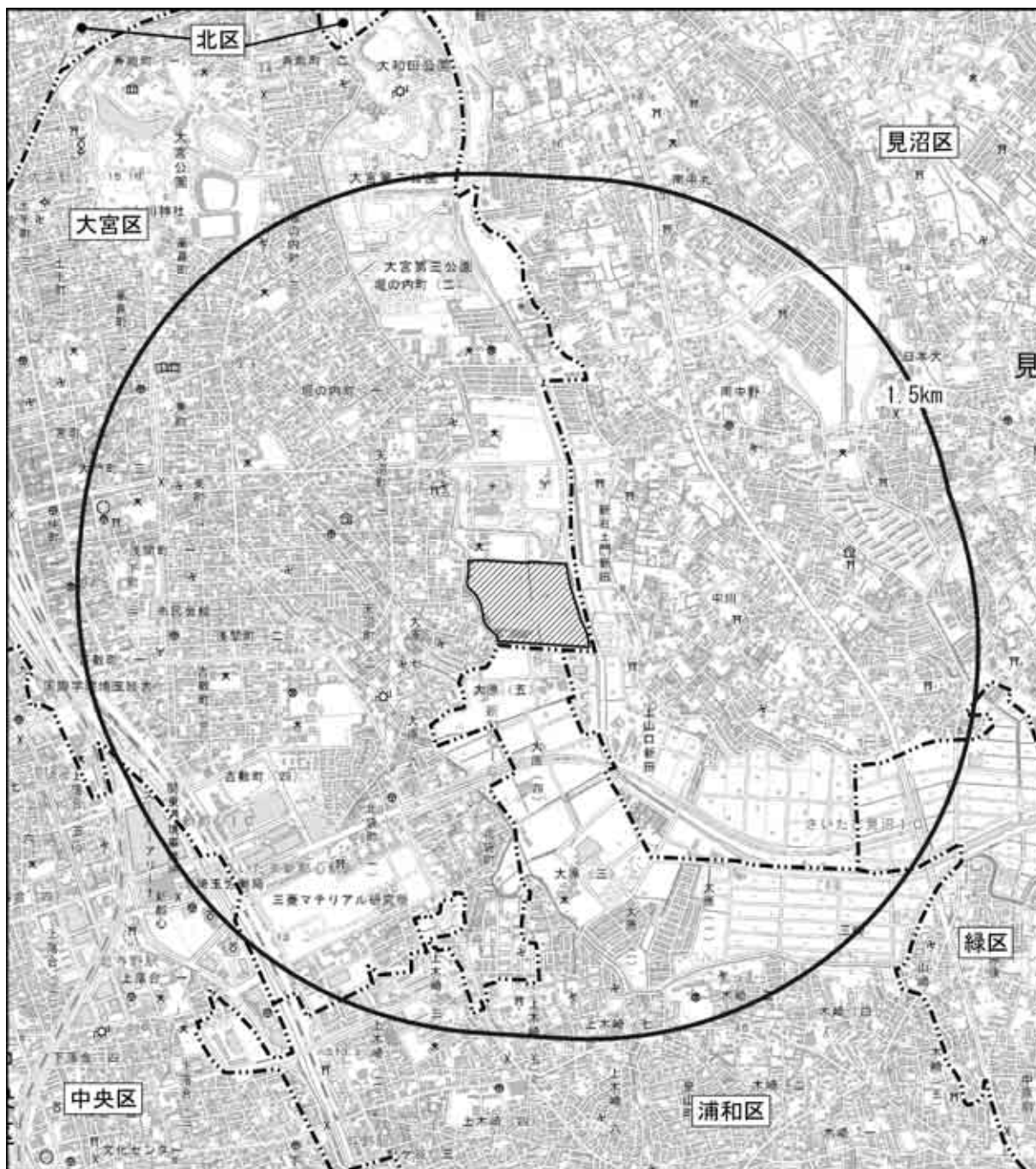
本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」別表第2に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

### 4.2 関係地域




本事業の住所は、さいたま市大宮区天沼町2丁目である。

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図4.2-1に示すとおりであり、以下のさいたま市内の5区域の一部が含まれる。

- ・さいたま市大宮区
- ・さいたま市見沼区
- ・さいたま市浦和区
- ・さいたま市中央区
- ・さいたま市緑区



凡 例

-  事業実施区域
-  区界
-  環境に影響を及ぼす地域



1:25,000

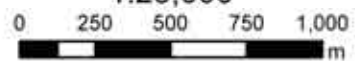


図 4.2-1  
環境に影響を及ぼす地域

第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの  
意見を有する者の意見の概要



## 第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「さいたま市環境影響評価条例」(平成15年3月、条例第32号)第9条の規定に基づき、「(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書」の縦覧を行った。調査計画書の縦覧の概要は以下のとおりである。

縦覧期間：平成29年3月10日(金)～平成29年4月10日(月)

- 縦覧場所：
1. さいたま市環境局環境共生部環境対策課
  2. さいたま市都市局都市計画部都市公園課
  3. 各区役所情報公開コーナー
  4. 各さいたま市立図書館
  5. 大宮南公民館、大宮中部公民館、大宮東公民館

「さいたま市環境影響評価条例」第10条第1項の規定に基づき、事業者において、平成29年4月10日(金)から縦覧期間満了の日から2週間を経過する平成29年4月24日(月)まで、環境保全の見地からの意見を受け付けた。

結果として、期間中に環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。





## 第 6 章 調査計画書についての市長の意見



## 第6章 調査計画書についての市長の意見

「(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書」について、「さいたま市環境影響評価条例」第11条第1項の規定に基づき、さいたま市長から提出された意見は、以下のとおりである。

### 意見書

さいたま市環境影響評価条例第11条第1項の規定により(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

#### 記

(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)については、次の事項を勘案して作成すること。

#### 1 総括事項

- (1) 準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。
- (2) 難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなど、準備書が一般に分かりやすい図書となるよう配慮すること。

注) ページナンバーは、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書(以下「計画書」という。)の該当箇所を示す。

#### 2 対象事業の実施方法

##### (1) 建築設計計画 (p. 2-20, 21)

計画書図 2.6-6 建築施設計画図におけるビクターセンター平面図と計画書図 2.6-5 植栽計画図におけるビクターセンターの方向が異なっているため、確認の上、準備書において修正すること。

##### (2) ビオトープ内の生態系への配慮 (p. 2-23)

合併記念見沼公園のビオトープと見沼の池(サンクチュアリ)を接続する工事を含め、対象事業に係る土木工事の実施にあたっては、合併記念見沼公園のビオトープ内に定着した生態系が維持されるよう配慮すること。

#### 3 環境影響評価項目の選定 (p. 3-2)

##### (1) 土壌に係る有害項目

事業計画地周辺には、過去に廃棄物が投棄された箇所もあることから、事業計画地内についても廃棄物が埋設されている可能性を排除することはできないと考えられる。「造成計画」によると、切土量の合計(20,278 m<sup>3</sup>)が盛土量の合計(12,986 m<sup>3</sup>)を上回ることから、造成工事から排出される残土は場外処分されることになり、もし、埋設廃棄物があり、これに起因する汚染土壌が存在していた場合には、有害物質が外部に拡散することが懸念される。このため、環境影響評価の項目に「土壌」を追加し、「造成等の工事」による「土壌に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすること。

(2) 大気に係る有害物質

汚染土壌が存在していた場合には、造成等の工事に伴う粉じんの発生により、有害物質が事業計画地周辺に拡散するおそれがあるため、「造成等の工事」による「大気質に係る有害物質」について、調査・予測・評価の対象とすること。

(3) 地下水の水質に係る有害項目

公園内には見沼の池（サンクチュアリ）の建設が計画されており、汚染土壌が存在していた場合には、当該汚染土壌により地下水が汚染され、汚染された地下水が池の水質に影響を及ぼすおそれがある。このため、「造成等の工事」及び「敷地及び施設の存在」による「地下水に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすること。

4 調査、予測及び評価の方法

(1) 大気質

① 環境影響の合成

建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が重なる時期が想定される場合には、それらの環境影響を合成して予測し、これを指標値と比較することにより評価すること。

② 調査地点の設定（p. 4-4）

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の一般環境調査地点は、事業計画地内の1地点（E1）及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設として事業計画地北側に隣接する芝川小学校の1地点（E2）の2地点が設定されている。事後調査の際、風上と風下で並行してデータを収集し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響を的確に把握するためには、調査地点を事業計画地の周囲に少なくとも3地点、この場合は、芝川小学校の他に2地点を設定する必要がある。追加する調査地点は、事業計画地周辺の住宅の分布状況を踏まえ、当該住宅への影響を把握するために適当な地点を選定すること。

③ 評価の指標（p. 4-6, 7）

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する「評価の指標」として、環境基準を掲げており、「長期平均濃度」と記載されている箇所があるが、環境基準の長期的評価方法は、二酸化窒素にあつては日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質にあつては日平均値の2%除外値であるため、誤解が生じないように、その旨正しく記載すること。

④ 炭化水素（非メタン炭化水素）の予測及び評価（p. 4-7）

自動車交通の発生に伴う炭化水素の将来濃度に関する予測及び指標値（指針値）に対する評価は、非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値だけでなく、3時間平均値の最高値又は年間98%値若しくは2%除外値を予測し、これを非メタン炭化水素の指標値（指針値）と比較することにより行うこと。

⑤ 予測結果の図示

ア 工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する大気汚染物質に係る予測地域内における平面的な濃度分布の予測は、等濃度線図の作成により行うこと。

イ 工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用後の「自動車交通の発生」に伴って発生する大気汚染物質に係る予測地域内における濃度分布の予測は、予測地点を代表地点とし、道路端からの距離減衰図の作成により行うこと。

⑥ 「付加率」と「寄与率」

対象事業の実施に伴う影響濃度の比率を表す場合において、バックグラウンド濃度等に対する比率を表すときは「付加率」を、将来予測濃度に対する比率を表すときは「寄与率」を用いること。

(2) 騒音

① 指標値及び調査期間・頻度 (p. 4-8, 13)

「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」及び「資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音」に係る予測・評価に関しては、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）の環境基準値を指標値としているが、本対象事業が夜間に工事を実施しない計画であれば、夜間の指標値を設定する必要はない。また、調査期間・頻度は、「一般環境騒音」については平日の1日間、「道路交通騒音」については平日及び休日の各1日間となっているが、工事の影響を予測・評価するための調査であれば、夜間の調査は要しない。

② 芝川小学校における予測地点

一般環境調査地点のうち、事業計画地に隣接している芝川小学校での調査は、地上1.2mでの測定で差支えないが、予測地点としては、地表部分における遮蔽物による減衰効果を考慮し、1階部分だけでなく、最上階の3階部分の教室を加え、学校環境衛生基準と比較することにより、授業への支障の有無について適切に評価・検討すること。

③ 環境基準の類型指定図

騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、最終的な評価に関わることになるので、準備書には、その分布状況を地図上に示すこと。

④ 予測結果の図示

ア 工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する騒音に係る予測地域内における平面的な予測は、コンター図の作成により行うこと。

イ 工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用後の「自動車交通の発生」に伴って発生する騒音に係る予測地域内における予測は、予測地点を車両の走行経路の代表地点とし、道路端からの距離減衰図の作成により行うこと。

(3) 振動

「指標値及び調査期間・頻度」及び「予測結果の図示」については、騒音と同じ。

(4) 水質

① 見沼の池の水質

見沼の池（サンクチュアリ）は、見沼代用水から導水し、芝川に排水する計画となっており、この池の水が長時間滞留した場合には、内部生産（※）により、その水質が悪化することが考えられる。供用開始後の芝川の水質に係る予測及び評価にあたっては、この池の水質の特性を踏まえて行うこと。

※ 内部生産：湖沼等の閉鎖性水域において、植物プランクトンが増殖し、光合成により有機物が生産されることをいう。

② 評価指標値 (p. 4-26)

「水質汚濁に係る環境基準」において、芝川はD類型に分類されていることから、評価のための指標値としては、D類型の環境基準値（浮遊物質濃度 100 mg/L 以下など）が設定されている。しかし、芝川の水質は、近年、かなり改善されており、また、貴重な植物や野生動物の保護に努め、見沼田圃の生物多様性の保全・回復を図るという本対象事業のコンセプトを考えれば、類型指定に拘らず、芝川の水質の現状を勘案し、更に高いレベルの指標値を設定することが望ましい。

(5) 地象

「工事計画」によると地盤改良工事が予定されており、改良工法によっては、植物相に影響を与える可能性がある。このため、「表土の状況及び生産性」に係る予測及び評価は、今後確定する改良工法の内容を十分に勘案した上で行うこと。

(6) 動物

動物に関する調査地域内に位置する事業計画地北側の合併記念見沼公園のビオトープは、当委員会において実施した現地調査から、良好な状態で定着していることが窺えた。このビオトープ内の調査の実施にあたっては、そこに創出された生態系に配慮した手法を選択すること。

また、事業計画地南側約 400 メートルに位置する首都高速道路高架下の「見沼田圃首都高ビオトープ」についても、整備から約 10 年が経過しており、安定した状態にあると考えられる。ここでは、ハンノキ樹林が再生され、近隣の小中学校と連携しながら、ミドリシジミ（※）の生息環境（産卵と羽化）を取り戻すための自然再生事業である「ハンノキ・プロジェクト」など、見沼田圃の生態系を再生するための取組が行われている。予測及び評価にあたっては、このビオトープに生息し、又は、このビオトープに出入りする昆虫、鳥、小動物等の存在を考慮しておくこと。

※ ミドリシジミ：埼玉県の「県の蝶」。埼玉県レッドデータブック準絶滅危惧種。ハンノキの葉を食葉とする。

(7) 景観 (p. 4-43)

事業計画地南側には、大宮南部浄化センターや下水処理センターの建築物等が存在していることから、南側から北方向を眺望する中近景の調査地点は選定されていない。しかしながら、眺望対象を北側から南方向に見ると逆光となり、影を見ることになるため、庭園等の風景鑑賞においては、陽の当たっている庭園等を南側から北方向に眺望するのが通例である。南側の調査地点として、適当な中近景の調査地点の有無について再調査し、追加選定について検討すること。

(8) 地域交通 (p. 4-57 p. 2-13)

交通量調査地点である C 1 交差点及び C 2 交差点を結ぶ道路は、本対象事業供用開始後、関係車両の導入ルートになるため、交通量の増加が予想される。また、計画書図 2.6-1 計画平面図によると、芝川小学校の通学路になっている合併記念見沼公園と事業計画地との間の道路は、芝川小学校から東側が閉鎖され、公園用地となる計画であることから、通学路が変更される可能性がある。自動車交通及び交通安全への影響の予測にあたっては、将来交通量を的確に把握し、通学路の変更等を踏まえて行うこと。

(9) 予測対象時期に係る共通事項

存在・供用における「自動車交通の発生」による大気質、騒音、振動及び地域交通に係る予測及び評価は、公園の利用が定常状態となる時期のほか、公園内の駐車キャパシティを踏まえ、多目的広場を臨時駐車場として使用するようなイベント開催時等についても、その対象とすること。

注) ページ番号は、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書の該当箇所を示す。





第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての  
事業者の見解



## 第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

### 7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章において示したとおり、環境の保全の見地からの意見はなかった。

### 7.2 市長の意見と事業者の見解

第6章において示した市長の意見と事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表7.2-1(1) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
1. 総括事項	(1) 準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。	本準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成しました。
	(2) 難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなど、準備書が一般に分かりやすい図書となるよう配慮すること。	本準備書作成にあたっては、難解な表現を避け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般に分かりやすい図書となるよう努めました。
2. 対象事業の実施方法	(1) 建築設計計画 (p. 2-20, 21)	計画書図2.6-6建築施設計画図におけるビジターセンター平面図と計画書図2.6-5植栽計画図におけるビジターセンターの方向が異なっているため、確認の上、準備書において修正すること。
	(2) ビオトープ内の生態系への配慮 (p. 2-23)	合併記念見沼公園のビオトープと見沼の池(サンクチュアリ)を接続する工事を含め、対象事業に係る土木工事の実施にあたっては、合併記念見沼公園のビオトープ内に定着した生態系が維持されるよう配慮すること。
3. 環境影響評価項目の選定	(1) 土壌に係る有害項目 (p. 3-2)	「土壌に係る有害項目」は、さいたま市環境影響評価技術指針に基づく公園建設事業における環境影響評価の標準項目等に含まれていないこと及び事業実施区域内において特定有害物質を扱う施設等は分布していないため、環境影響評価の項目として選定していません。ただし、事業実施区域内で家電などの不法投棄が見受けられたこともあり、それに由来する土壌汚染の可能性は否定できないため、工事の際の土壌搬出前には土壌分析を行い、万が一汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法、さいたま市の生活環境の保全に関する条例に基づき、適切に対応します。

表 7.2-1(2) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
3. 環境影響評価項目の選定	(2) 大気に係る有害物質 (p. 3-2)	汚染土壌が存在していた場合には、造成等の工事に伴う粉じんの発生により、有害物質が事業計画地周辺に拡散するおそれがあるため、「造成等の工事」による「大気質に係る有害物質」について、調査・予測・評価の対象とすること。
	(3) 地下水の水質に係る有害項目 (p. 3-2)	公園内には見沼の池(サンクチュアリ)の建設が計画されており、汚染土壌が存在していた場合には、当該汚染土壌により地下水が汚染され、汚染された地下水が池の水質に影響を及ぼすおそれがある。このため、「造成等の工事」及び「敷地及び施設の存在」による「地下水に係る有害項目」について、調査・予測・評価の対象とすること。
4. 調査、予測及び評価の方法	(1) 大気質 ① 環境影響の合成	建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が重なる時期が想定される場合には、それらの環境影響を合成して予測し、これを指標値と比較することにより評価すること。
	② 調査地点の設定 (p. 4-4)	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の一般環境調査地点は、事業計画地内の1地点(E1)及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設として事業計画地北側に隣接する芝川小学校の1地点(E2)の2地点が設定されている。事後調査の際、風上と風下で並行してデータを収集し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響を的確に把握するためには、調査地点を事業計画地の周囲に少なくとも3地点、この場合は、芝川小学校の他に2地点を設定する必要がある。追加する調査地点は、事業計画地周辺の住宅の分布状況を踏まえ、当該住宅への影響を把握するために適当な地点を選定すること。

表 7.2-1 (3) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
4. 調査、予測及び評価の方法	<p>③評価の指標 (p. 4-6, 7)</p> <p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する「評価の指標」として、環境基準を掲げており、「長期平均濃度」と記載されている箇所があるが、環境基準の長期的評価方法は、二酸化窒素にあつては日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質にあつては日平均値の2%除外値であるため、誤解が生じないように、その旨正しく記載すること。</p>	<p>二酸化窒素は「日平均値の年間98%値」、浮遊粒子状物質は「日平均値の年間2%除外値」を評価の指標として修正し、予測・評価を行いました。</p>
	<p>④炭化水素 (非メタン炭化水素) の予測及び評価 (p. 4-7)</p> <p>自動車交通の発生に伴う炭化水素の将来濃度に関する予測及び指標値 (指針値) に対する評価は、非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値だけでなく、3時間平均値の最高値又は年間98%値若しくは2%除外値を予測し、これを非メタン炭化水素の指標値 (指針値) と比較することにより行うこと。</p>	<p>自動車交通の発生に伴う非メタン炭化水素の評価については、指針値である午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値だけでなく、3時間平均値の年間2%除外値を予測し、これを非メタン炭化水素の指標値 (指針値) と比較することにより行いました (資料編参照)。</p>
	<p>⑤予測結果の図示</p> <p>ア 工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する大気汚染物質に係る予測地域内における平面的な濃度分布の予測は、等濃度線図の作成により行うこと。</p> <p>イ 工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用後の「自動車交通の発生」に伴って発生する大気汚染物質に係る予測地域内における濃度分布の予測は、予測地点を代表地点とし、道路端からの距離減衰図の作成により行うこと。</p>	<p>工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する大気汚染物質は、予測地域内を対象に濃度の平面的な分布を予測し、等濃度線図を作成しました。</p> <p>工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用時の「自動車交通の発生」に伴って発生する大気汚染物質は、予測地点を代表地点として予測し、濃度分布は道路端からの距離減衰図を作成しました。</p>
	<p>⑥「付加率」と「寄与率」</p> <p>対象事業の実施に伴う影響濃度の比率を表す場合において、バックグラウンド濃度等に対する比率を表すときは「付加率」を、将来予測濃度に対する比率を表すときは「寄与率」を用いること。</p>	<p>バックグラウンド濃度等に対する比率は「付加率」、将来予測濃度に対する比率は「寄与率」を用いました。</p>

表 7.2-1(4) 市長の意見と事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
4. 調査、予測及び評価の方法	<p>(2)騒音 ①指標値及び調査期間・頻度 (p. 4-8, 13)</p> <p>「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」及び「資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音」に係る予測・評価に関しては、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)の環境基準値を指標値としているが、本対象事業が夜間に工事を実施しない計画であれば、夜間の指標値を設定する必要はない。また、調査期間・頻度は、「一般環境騒音」については平日の1日間、「道路交通騒音」については平日及び休日の各1日間となっているが、工事の影響を予測・評価するための調査であれば、夜間の調査は要しない。</p>	<p>基本計画策定段階における工事計画では夜間工事を行う予定はないことから、騒音に係る夜間の時間帯の調査、予測及び評価に関する記載は削除しました。</p> <p>なお、地域交通(交通量)は大気質に関連する項目であるため夜間の時間帯も測定を行いました。</p>
②芝川小学校における予測地点	<p>一般環境調査地点のうち、事業計画地に隣接している芝川小学校での調査は、地上1.2mでの測定で差支えないが、予測地点としては、地表部分における遮蔽物による減衰効果を考慮し、1階部分だけでなく、最上階の3階部分の教室を加え、学校環境衛生基準と比較することにより、授業への支障の有無について適切に評価・検討すること。</p>	<p>工事中の「建設機械の稼働」に伴う騒音は、1階高さでの平面的な予測に加えて、任意地点(小学校教室)における1階から最上階までの高さでも予測を行い、特定建設作業に係る規制基準及び学校環境衛生基準との比較を行いました。</p>
③環境基準の類型指定図	<p>騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、最終的な評価に関わることになるので、準備書には、その分布状況を地図上に示すこと。</p>	<p>騒音に係る環境基準の類型指定の状況を図示しました(資料編参照)。</p>
④予測結果の図示	<p>ア 工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する騒音に係る予測地域内における平面的な予測は、コンター図の作成により行うこと。</p>	<p>工事中の「建設機械の稼働」に伴って発生する騒音は、予測地域内を対象に平面的な分布を予測し、騒音コンター図を作成しました。</p>
	<p>イ 工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用後の「自動車交通の発生」に伴って発生する騒音に係る予測地域内における予測は、予測地点を車両の走行経路の代表地点とし、道路端からの距離減衰図の作成により行うこと。</p>	<p>工事中の「資材運搬等の車両の走行」及び供用時の「自動車交通の発生」に伴って発生する騒音は、予測地点を代表地点として予測し、道路端からの距離減衰図を作成しました。</p>

表 7.2-1 (5) 市長の意見と事業者の見解

	項目	市長の意見	事業者の見解
4. 調査、予測及び評価の方法	(3) 振動	「指標値及び調査期間・頻度」及び「予測結果の図示」については、騒音と同じ。	騒音と同様、振動も夜間の時間帯の調査、予測及び評価に関する記載は削除しました。
	(4) 水質 ①見沼の池の水質	見沼の池(サンクチュアリ)は、見沼代用水から導水し、芝川に排水する計画となっており、この池の水が長時間滞留した場合には、内部生産により、その水質が悪化することが考えられる。供用開始後の芝川の水質に係る予測及び評価にあたっては、この池の水質の特性を踏まえて行うこと。	今後の公園設計において、池の水を長時間の滞留をさせない計画とすること、ヨシ等の植物による水質浄化、合併記念見沼公園と同様の状況になること等の定性的な予測及び評価を行いました。
	②評価指標値(p. 4-26)	「水質汚濁に係る環境基準」において、芝川はD類型に分類されていることから、評価のための指標値としては、D類型の環境基準値(浮遊物質質量 100 mg/L 以下など)が設定されている。しかし、芝川の水質は、近年、かなり改善されており、また、貴重な植物や野生動物の保護に努め、見沼田圃の生物多様性の保全・回復を図るという本対象事業のコンセプトを考えれば、類型指定に拘らず、芝川の水質の現状を勘案し、更に高いレベルの指標値を設定することが望ましい。	芝川の水域の類型指定はD類型であり、これ以外の指標値を設定する根拠が無い場合、D類型以外の指標による評価は対応していません。ただし、今後の公園設計において、見沼の池の水質目標としてD類型よりもよい水質を目指すこと等を設定することを検討します。
	(5) 地象	「工事計画」によると地盤改良工事が予定されており、改良工法によっては、植物相に影響を与える可能性がある。このため、「表土の状況及び生産性」に係る予測及び評価は、今後確定する改良工法の内容を十分に勘案した上で行うこと。	地盤改良工法については、先行整備事業の合併記念見沼公園と同様の工法を採用するか検討中ですが、事業実施区域は主に緑地として整備するため、周辺の土地利用計画を踏まえつつ、事業実施区域及びその周辺の植物相に大きな影響を与えないような地盤改良工法の採用を検討していきます。



表 7.2-1 (6) 市長の意見と事業者の見解

	項目	市長の意見	事業者の見解
4. 調査、予測及び評価の方法	(6) 動物	<p>動物に関する調査地域内に位置する事業計画地北側の合併記念見沼公園のビオトープは、当委員会において実施した現地調査から、良好な状態で定着していることが窺がえた。このビオトープ内の調査の実施にあたっては、そこに創出された生態系に配慮した手法を選択すること。</p> <p>また、事業計画地南側約 400 メートルに位置する首都高速道路高架下の「見沼田圃首都高ビオトープ」についても、整備から約 10 年が経過しており、安定した状態にあると考えられる。ここでは、ハンノキ樹林が再生され、近隣の小中学校と連携しながら、ミドリシジミの生息環境(産卵と羽化)を取り戻すための自然再生事業である「ハンノキ・プロジェクト」など、見沼田圃の生態系を再生するための取組が行われている。予測及び評価にあたっては、このビオトープに生息し、又は、このビオトープに出入りする昆虫、鳥、小動物等の存在を考慮しておくことよい。</p>	<p>合併記念見沼公園の見沼の池(ビオトープ)は動植物の調査対象範囲となりますが、現地調査の実施にあたっては、創出された生態系を乱すことのないよう留意して実施しました。</p> <p>また、動物の既存資料調査に「見沼たんぼ首都高ビオトープ生物調査結果(平成 28 年度)」(平成 29 年、首都高速道路株式会社)の調査結果を加え、この調査結果を踏まえて予測及び評価を行いました。</p>
	(7) 景観 (p. 4-43)	<p>事業計画地南側には、大宮南部浄化センターや下水処理センターの建築物等が存在していることから、南側から北方向を眺望する中近景の調査地点は選定されていない。しかしながら、眺望対象を北側から南方向に見ると逆光となり、影を見ることになるため、庭園等の風景鑑賞においては、陽の当たっている庭園等を南側から北方向に眺望するのが通例である。南側の調査地点として、適当な中近景の調査地点の有無について再調査し、追加選定について検討すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺は平坦な地形であり、事業実施区域の南側は事業所が立地し、現状では見通しが利かないことから南側から北方向を眺望する中近景の調査地点は設定していません。また、事業実施区域の南側で中近景となる距離には大宮南部浄化センター、下水処理センター以外には事業実施区域を望める眺望点や建築物等が分布していないことから調査地点の追加には対応していません。ただし、下水処理センターの屋上は一般の方が立ち入り出来る場所ではありませんが、事業実施区域を南側から眺望する地点であることから参考地点として調査を行いました(資料編参照)。</p>



表 7.2-1(7) 市長の意見と事業者の見解

	項目	市長の意見	事業者の見解
4. 調査、予測及び評価の方法	(8) 地域交通 (p. 4-57 p. 2-13)	<p>交通量調査地点である C1 交差点及び C2 交差点を結ぶ道路は、本対象事業供用開始後、関係車両の導入ルートになるため、交通量の増加が予想される。また、計画書図 2.6-1 計画平面図によると、芝川小学校の通学路になっている合併記念見沼公園と事業計画地の間の道路は、芝川小学校から東側が閉鎖され、公園用地となる計画であることから、通学路が変更される可能性がある。自動車交通及び交通安全への影響の予測にあたっては、将来交通量を的確に把握し、通学路の変更等を踏まえて行うこと。</p>	<p>交通量調査は事業実施区域周辺の主要な交差点 3 地点にて実施し、現況交通量を把握しました。将来交通量は現況交通量に関係車両の走行台数を上乘せすることで適切に設定しました。また、現況で芝川小学校南の通学路となっている道路はスクールゾーンに設定されていることもあり、関係車両の走行ルートとして想定していません。今後の公園設計においても通学路の機能は確保するものとしており、芝川小学校南の道路が公園用地となっても通学路に変更はないものと想定されます。</p>
	(9) 予測対象時期に係る共通事項	<p>存在・供用における「自動車交通の発生」による大気質、騒音、振動及び地域交通に係る予測及び評価は、公園の利用が定常状態となる時期のほか、公園内の駐車キャパシティを踏まえ、多目的広場を臨時駐車場として使用するようなイベント開催時等についても、その対象とすること。</p>	<p>供用時の「自動車交通の発生」の予測においては、公園の利用の定常状態に加えて、想定されるイベントの規模等を踏まえた自動車交通による騒音、振動、地域交通の予測・評価を行いました(資料編参照)。なお、大気質については、年平均値による予測となるため、短期的な影響としてイベント等には対応していません。</p>

注) ページ番号は、(仮称)セントラルパーク整備事業環境影響評価調査計画書の該当箇所を示す。



## 第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法



## 第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

### 8.1 調査項目

#### 8.1.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事(粉じん、濁水等の一時的な影響)が挙げられる。

また、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、敷地及び施設の存在(土地の改変、公園の存在)、施設の供用(公園の供用、公共用水域への排水)、自動車交通の発生(関係車両の走行)が挙げられる。なお、農薬の使用は、植栽木に害虫被害等が発生した場合において、害虫駆除を目的として使用するのみで、環境影響は軽微と考えられるため、影響要因から除外した。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表8.1-1に示すとおりである。

表8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

環境影響要因	環境影響を及ぼす時期	環境影響要因の区分	環境影響要因の詳細
公園の建設	工事中	工事	・建設機械の稼働 ・資材運搬等の車両の走行 ・造成等の工事
	供用時	存在・供用	・敷地及び施設の存在 ・施設の供用 ・自動車交通の発生

#### 8.1.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、本事業の特性と周囲の自然的、社会的状況、本事業の該当地域を勘案し、「さいたま市環境影響評価技術指針」(平成28年、さいたま市)に示す「公園の建設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は表8.1-2に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、地象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の15項目を選定した。

表8.1-2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表

環境影響評価の項目		環境影響要因		公園の建設 <sup>注</sup>					
				工事			存在・供用		
				建設機械 の稼働	資材運搬等 車両の走行	造成等 の工事	敷地及び 施設 の存在	施設の 供用	自動車交 通の発生
環境の良好な状態の 保持を旨として調 査、予測及び評価さ れるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○◎	○◎				○◎	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質	△◎	△◎				△◎	
		炭化水素						△◎	
		粉じん		○×	○◎	△×			
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周 波音	騒音	○◎	○◎			○×	○◎	
		低周波音							
	振動	振動	○◎	○◎				○◎	
	悪臭	悪臭指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水 域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○◎	
			浮遊物質			○◎		◎	
			窒素及び磷					◎	
			水温						
			水素イオン濃度			◎		◎	
			溶存酸素量					◎	
		底質	その他の生活環境項目					◎	
			健康項目等						
			強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
	水象	河川等の流量、流速及び水位			△◎	△◎	△◎		
		地下水の水位及び水脈							
		温泉及び鉱泉							
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下								
地象	土地の安定性			△×	△×				
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む)				△◎				
	表土の状況及び生産性				○◎				
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全を旨として調 査、予測及び評価 されるべき項目	動物	保全すべき種	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	
		保全すべき種			△◎	△◎	△◎	△◎	
	植物	保全すべき植生及び群落			△◎	△◎	△◎		
生態系	緑の量				△◎				
人と自然との豊かな ふれあいの確保 及び快適な生活環境 の保全を旨として 調査、予測及び評価 されるべき項目	景観	地域を特徴付ける生態系	◎	◎	△◎	△◎	△◎	◎	
		景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				△◎			
	眺望景観				△◎				
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	
	史跡・文化財	指定文化財等				○×			
		埋蔵文化財				○×			
	日照障害	日影の状況							
電波障害	電波受信状況								
風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量の 程度により予測及 び評価されるべき 項目	廃棄物等	廃棄物			○◎		○◎		
		残土			○◎				
	雨水及び処理水					○×			
温室効果 ガス等	温室効果ガス	△◎	△◎			△×	△◎		
	オゾン層破壊物質								
人の生活の豊かさ に関して予測及び評 価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	△◎	
		自動車交通		○◎				○◎	
	地域交通	バス等の公共交通		△◎				△◎	
		歩行者・自転車交通		△◎				△◎	
安全	危険物等の安全性の確保					△×			

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

### 8.1.3 環境影響評価項目の選定理由

本事業における環境影響評価項目として選定した理由を表8.1-3に、選定しない理由を表8.1-4に示す。

表8.1-3(1) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目選定 <sup>注</sup>	選定した理由
大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物)	工事	建設機械の稼働	○◎	建設機械の稼働により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	○◎	資材運搬等の車両の走行により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	○◎	自動車交通の発生により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働	△◎	建設機械の稼働により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	△◎	資材運搬等の車両の走行により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	△◎	自動車交通の発生により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
	炭化水素	存在・供用	自動車交通の発生	△◎	自動車交通の発生により排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。
粉じん	工事	造成等の工事	○◎	造成等の工事に伴い、造成面からの粉じんの発生が考えられることから、評価項目として選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	○◎	建設機械の稼働により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	○◎	資材運搬等の車両の走行により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	○◎	自動車交通の発生により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
振動	振動	工事	建設機械の稼働	○◎	建設機械の稼働により振動が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	○◎	資材運搬等の車両の走行により振動が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	○◎	自動車交通の発生により振動が発生することから、評価項目として選定する。
水質	公共用水域の水質	存在・供用	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	○◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。
			浮遊物質	○◎	造成等の工事(濁水の発生)により水質に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の供用	◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の供用	◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

表8.1-3(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目選定 <sup>注</sup>	選定した理由	
水質	公共用水域の水質	水素イオン濃度	工事	造成等の工事	◎	造成等の工事(地盤改良工事)により水質に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			存在・供用	施設の供用	◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。
		溶存酸素量	存在・供用	施設の供用	◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の供用	◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。
水象	河川等の流量、流速及び水位	工事	造成等の工事	△◎	造成等の工事により雨水浸透能が変化することから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	施設の存在により雨水浸透能が変化することから、評価項目として選定する。	
			施設の供用	△◎	施設の供用により見沼の池から公共用水域への排出があることから、評価項目として選定する。	
地象	地形及び地質(保全すべき地形及び地質を含む)	存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により重要な地形や水象の変化による間接影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
	表土の状況及び生産性	存在・供用	敷地及び施設の存在	○◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により表土及び土壌の生産性に変化が生じるおそれがあることから、評価項目として選定する。	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	△◎	建設機械の稼働に伴う騒音により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			資材運搬等の車両の走行	△◎	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			造成等の工事	△◎	造成等の工事により保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			施設の供用	△◎	施設の供用により新たに緑地等が整備され、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			自動車交通の発生	△◎	自動車交通の発生に伴う騒音により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目



表8.1-3(3) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目選定 <sup>注</sup>	選定した理由	
植物	保全すべき種	工事	造成等の工事	△◎	造成等の工事により保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			施設の供用	△◎	施設の供用により新たに緑地等が整備され、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
	保全すべき植生及び群落	工事	造成等の工事	△◎	造成等の工事により保全すべき植生や群落の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により、保全すべき植生や群落の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			施設の供用	△◎	施設の供用により新たに緑地等が整備され、保全すべき植生や群落の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
	緑の量	存在・供用	施設の供用	△◎	公園の供用により新たに緑地等が整備され、緑の量に変化が生じることから、評価項目として選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う騒音により、実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
				資材運搬等の車両の走行	◎	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音により、実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
造成等の工事				△◎	造成等の工事により実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
存在・供用			敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により、実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			施設の供用	△◎	施設の供用により新たに緑地等が整備され、実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
			自動車交通の発生	◎	自動車交通の発生に伴う騒音により、実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
景観	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)	存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在(土地の改変)により景観資源に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	
	眺望景観	存在・供用	敷地及び施設の存在	△◎	敷地及び施設の存在により、事業実施区域周辺の眺望点からの眺望景観に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。	

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

表8.1-3(4) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目選定 <sup>注</sup>	選定した理由
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	△ ◎	建設機械の稼働に伴い発生する騒音により自然とのふれあいの場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	△ ◎	資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場への交通手段に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			造成等の工事	△ ◎	造成等の工事により自然とのふれあいの場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△ ◎	敷地及び施設の存在により自然とのふれあいの場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあるため、評価項目として選定する。
			施設の供用	△ ◎	施設の供用により自然とのふれあいの場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあるため、評価項目として選定する。
			自動車交通の発生	△ ◎	自動車交通の発生により、自然とのふれあいの場への交通手段に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	○ ◎	造成等の工事により建設廃棄物等が発生するため、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の供用	○ ◎	施設の供用により、利用者から廃棄物が排出されるため、評価項目として選定する。
	残土	工事	造成等の工事	○ ◎	造成等の工事より建設発生土等の残土が発生するため、評価項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	△ ◎	建設機械の稼働により燃料が消費され、温室効果ガスの排出があることから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	△ ◎	資材運搬等の車両の走行により燃料が消費され、温室効果ガスの排出があることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	△ ◎	自動車交通の発生により燃料が消費され、温室効果ガスの排出があることから、評価項目として選定する。
コミュニティ	コミュニティ施設等	工事	建設機械の稼働	△ ◎	建設機械の稼働によりコミュニティ施設等への利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	△ ◎	資材運搬等の車両の走行により、コミュニティ施設等への交通手段に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			造成等の工事	△ ◎	造成等の工事によりコミュニティ施設等への利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	敷地及び施設の存在	△ ◎	敷地及び施設の存在によりコミュニティ施設等への利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			施設の供用	△ ◎	施設の供用によりコミュニティ施設等への利用環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
			自動車交通の発生	△ ◎	自動車交通の発生によりコミュニティ施設等への交通手段に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

表8.1-3(5) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目選定 <sup>注</sup>	選定した理由
地域交通	自動車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	○ ◎	資材運搬等の車両の走行により、周辺道路の交通量・交通流に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	○ ◎	自動車交通の発生により、周辺道路の交通量・交通流に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
	バス等の公共交通機関	工事	資材運搬等の車両の走行	△ ◎	資材運搬等の車両の走行により、周辺道路を走行するバス等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	△ ◎	自動車交通の発生により、周辺道路を走行するバス等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
	歩行者・自転車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	△ ◎	資材運搬等の車両の走行により、歩行者・自転車の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。
		存在・供用	自動車交通の発生	△ ◎	自動車交通の発生により、歩行者・自転車の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定する。

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

表8.1-4 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		項目 選定 <sup>注</sup>	選定しない理由
大気質	粉じん	工事	資材運搬等の 車両の走行	○×	走行ルートは舗装道路であり、土埃の巻き上げ等は発生せず、積み荷からの土埃の発生等を最小限にとどめることから、評価項目として選定しない。
		存在・供用	敷地及び 施設の存在	△×	事業実施区域内に裸地はなく、土埃の巻き上げ等は発生しないことから、評価項目として選定しない。
騒音・ 低周波音	騒音	存在・供用	施設の供用	○×	施設の供用時に騒音を発生する施設の計画はないため、評価項目として選定しない。
地象	土地の安定性	工事	造成等の工事	△×	事業実施区域は主に農地として利用されている平坦地形であり、地すべり地形等の不安定な地形はない。また、造成等の工事による大規模な地形の改変はなく、土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。
		存在・供用	敷地及び 施設の存在	△×	敷地及び施設の存在により土地を大規模な地形の改変はなく、土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。
史跡・ 文化財	指定文化財等	存在・供用	敷地及び 施設の存在	○×	事業実施区域内には法令等により指定された文化財等は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	埋蔵文化財	存在・供用	敷地及び 施設の存在	○×	事業実施区域内には周知の埋蔵文化財は存在しないため、評価項目として選定しない。なお、事業実施区域内で埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。
廃棄物 等	雨水及び処理水	存在・供用	施設の供用	○×	施設の供用後の生活排水は公共下水道へ放流し、雨水等は調整池(見沼の池)で沈砂処理後に排水するため、評価項目として選定しない。
温室効果 ガス 等	温室効果ガス	存在・供用	施設の供用	△×	施設の供用時に温室効果ガスを大量に排出する施設の計画はないため、評価項目として選定しない。
安全	危険物等の安全性の確保	存在・供用	施設の供用	△×	施設の供用時に危険物等は取り扱わないため、評価項目として選定しない。

注) さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、△：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、◎：選定した項目、×：選定しなかった項目

## 8.2 調査、予測内容等

環境影響評価項目として選定した項目における調査、予測内容等は表 8.2-1 に示すとおりである。

なお、調査、予測内容等の詳細については、「第 10 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した。

表 8.2-1(1) 調査、予測内容等

調査項目		調査内容	予測項目	予測方法
大気質	一般環境 ・窒素酸化物 (公定法、簡易法) ・浮遊粒子状物質 ・気象(風向・風速、 気温、湿度)	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域内1地点、 最寄りの配慮施設1地点、 7日間連続×4季)(簡易 法:事業実施区域内1地点、 住居地のある東西2地点)	<b>工事中</b> ・建設機械の稼働に伴う大 気質への影響	・大気拡散式により 予測
	一般環境 ・粉じん	・現地調査 (事業実施区域内1地点、 1ヶ月連続×4季)	<b>工事中</b> ・造成等の工事に伴う大気 質への影響	・経験式により予測
	沿道環境 ・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質 ・炭化水素	・既存資料調査 ・現地調査 (配慮施設や住居が分布す る区間のうちの4地点、 7日間連続×4季)	<b>工事中</b> ・資材運搬等の車両の走行 に伴う大気質への影響 <b>存在・供用</b> ・自動車交通の発生に伴う 大気質への影響	・大気拡散式により 予測
騒音・低周 波音	・一般環境騒音 ・地形・地物	・現地調査 (最寄りの配慮施設1地点、 住居地のある東西2地点、 平日の1回、6時～22時)	<b>工事中</b> ・建設機械の稼働に伴う騒音	・音の伝搬理論に基 づく予測式により 予測
	・道路交通騒音 ・道路の構造	・既存資料調査 ・現地調査 (配慮施設や住居が分布 する区間のうちの4地点、 平日、休日の2回、6時～ 22時)	<b>工事中</b> ・資材運搬等の車両の走行 に伴う騒音 <b>存在・供用</b> ・自動車交通の発生に伴う 騒音	
振動	・一般環境振動 ・地質・地盤	・現地調査 (最寄りの配慮施設1地点、 住居地のある東西2地点、 平日の1回、6時～22時)	<b>工事中</b> ・建設機械の稼働に伴う振動	・振動の伝搬理論に 基づく予測式によ り予測
	・道路交通振動 ・道路の構造	・既存資料調査 ・現地調査 (配慮施設や住居が分布 する区間のうちの4地点、 平日、休日の2回、6時～ 22時)	<b>工事中</b> ・資材運搬等の車両の走行 に伴う振動 <b>存在・供用</b> ・自動車交通の発生に伴う 振動	・土木研究所式によ り予測
水質	・生活環境項目 (濁水項目)	・現地調査 (芝川への排水2地点、 降雨後2回)	<b>工事中</b> ・造成等の工事に伴う水質 への影響	・工事計画、土壌沈 降試験結果等によ り予測
	・生活環境項目	・既存資料調査 ・現地調査 (芝川1地点、芝川への 排水1地点、見沼代用水 からの取水1地点、 平水時4回)	<b>存在・供用</b> ・施設の供用に伴う水質へ の影響	・事業計画、調査結 果等により予測

表 8.2-1(2) 調査、予測内容等

調査項目		調査内容	予測項目	予測方法
水象	・河川流量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (芝川への排水2地点、降雨後2回、芝川1地点、芝川への排水1地点、見沼代用水からの取水1地点、平水時4回)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の工事に伴う水象への影響</li> </ul> <p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の供用に伴う水象への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画により予測</li> </ul>
地象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存すべき地形・地質</li> <li>・表土の種類及び生産性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (事業実施区域及び周辺 100m の範囲、1 回)</li> </ul>	<p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う地象への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地形等との重ね合わせ、調査結果により予測</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類</li> <li>・鳥類</li> <li>・爬虫類</li> <li>・両生類</li> <li>・魚類</li> <li>・昆虫類</li> <li>・底生動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (事業実施区域及び周辺 200m の範囲、生態に合わせて 3 季～4 季)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う動物への影響</li> <li>・資材運搬等の車両の走行に伴う動物への影響</li> <li>・造成等の工事に伴う動物への影響</li> </ul> <p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う動物への影響</li> <li>・施設の供用に伴う動物への影響</li> <li>・自動車交通の発生に伴う動物への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、騒音、水質等の調査結果、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物相</li> <li>・植生</li> <li>・緑の量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (事業実施区域及び周辺 200m の範囲、4 季)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の工事に伴う植物への影響</li> </ul> <p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う植物への影響</li> <li>・施設の供用に伴う植物への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、水質等の調査結果、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境単位</li> <li>・着目種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (事業実施区域及び周辺 200m の範囲)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う生態系への影響</li> <li>・資材運搬等の車両の走行に伴う生態系への影響</li> <li>・造成等の工事に伴う生態系への影響</li> </ul> <p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う生態系への影響</li> <li>・施設の供用に伴う生態系への影響</li> <li>・自動車交通の発生に伴う生態系への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、騒音、水質等の調査結果、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測</li> </ul>



表 8.2-1(3) 調査、予測内容等

調査項目		調査内容	予測項目	予測方法
景観	・景観資源	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び周辺 1500m の範囲、1 回)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存在・供用</div> ・敷地及び施設の存在による景観への影響	・事業計画、調査結果による予測 ・フォトモンタージュによる予測
	・主要な眺望地点 ・主要な眺望景観	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び周辺 1500m の範囲、4 季)		
自然とのふれあいの場	・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況 ・利用状況 ・交通手段の状況	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び周辺 1500m の範囲、4 季)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事中</div> ・建設機械の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存在・供用</div> ・敷地及び施設の存在に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・施設の供用に伴う自然とのふれあいの場への影響 ・自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場への影響	・事業計画、大気質、騒音等の調査結果に基づく推定により予測 ・事業計画、地域交通等の調査結果に基づく推定により予測
廃棄物等	・廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容 ・廃棄物処理施設等の整備状況 ・廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用の取組等	・既存資料調査	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事中</div> ・造成等の工事に伴う廃棄物等への影響 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存在・供用</div> ・施設の供用に伴う廃棄物等への影響	・工事計画、利用者数等により廃棄物等の種類、排出量を予測 ・工事計画、排出抑制計画等により排出抑制、再使用及び再生利用の状況を予測
温室効果ガス等	—	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事中</div> ・建設機械の稼働に伴う温室効果ガス ・資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存在・供用</div> ・自動車交通の発生に伴う温室効果ガス	・工事計画、利用者数等により予測

表 8.2-1(4) 調査、予測内容等

調査項目		調査内容	予測項目	予測方法
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ施設等の分布の状況</li> <li>・コミュニティ施設等の利用の状況</li> <li>・コミュニティ施設等への経路及び交通手段</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (最寄りコミュニティ施設等 3 地点、1 回)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> </ul> <p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・施設の供用に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> <li>・自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、大気質、騒音等の調査結果に基づく推定により予測</li> <li>・事業計画、地域交通等の調査結果に基づく推定により予測</li> </ul>
地域交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点方向別交通量</li> <li>・渋滞長</li> <li>・信号現示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (3 交差点、平日、休日の 2 回)</li> </ul>	<p><b>工事中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う地域交通への影響</li> <li>・資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響</li> <li>・造成等の工事に伴う地域交通への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画により将来交通量、交通量の増加割合、必要に応じて交差点解析により予測</li> <li>・交通量、交通流予測結果に基づく予測</li> <li>・安全交通対策の調査結果に基づく予測</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の構造</li> <li>・交通安全対策の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> <li>・現地調査 (1 回)</li> </ul>	<p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う地域交通への影響</li> <li>・施設の供用に伴う地域交通への影響</li> <li>・自動車交通の発生に伴う地域交通への影響</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の状況</li> <li>・バス路線、バス本数、バス走行時間の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料調査</li> </ul>	<p><b>存在・供用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び施設の存在に伴う地域交通への影響</li> <li>・施設の供用に伴う地域交通への影響</li> <li>・自動車交通の発生に伴う地域交通への影響</li> </ul>	



第 9 章 第 8 章の選定についての  
市長の技術的助言の内容



## 第9章 第8章の選定についての市長の技術的助言の内容

「第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法」の選定について、市長の技術的助言を求めた箇所はない。

